

# 危害要因別緊急時対応マニュアルの体制に着目した分類(案)

## A : 基本要綱\*に基づくマニュアル

食品安全関係府省を中心に、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱(平成16年4月15日関係府省申合せ)\*以下「基本要綱」という。」に基づく緊急時対応を基本とし、個別の危害要因に対して関係府省と連携して具体的な対応をまとめたもの。

### 基本要綱\*に基づく体制

短期間で発生する危害

ある物質を1回または短期間に複数回暴露した後、直ちに健康影響が発生する危害

例:細菌性食中毒、ウイルス性食中毒等

長期間経て発生する危害

ある物質を1回または継続して暴露した後、長期間を経て健康影響が発生する危害

例:プリオン、発癌性が強く示唆される化学物質等

食品事故・事件

上記2つに掲げるもののほか、作為的な行為により社会的影響のある食品事件や事故等に対応

例:食品への化学物質・異物等の混入等

## B : 官邸主導で対応するマニュアル

「緊急事態に対する政府の初動対応体制について(平成15年11月21日閣議決定)」に基づき、食品安全委員会として参集要員を登録し対応を行うもの

### 緊急事態に対する政府の初動対応体制

(緊急事態の例)

- ・大規模自然災害
- ・重大事故
- ・重大事件
- ・その他の事態

(原子力災害)  
原子力災害対策マニュアル(平成12年8月29日  
原子力災害危機管理関係省庁会議)  
(NBCテロ)  
NBCテロその他大量殺傷型テロへの対応について  
(平成13年4月16日NBCテロ対策会議)

・原子力災害  
・NBCテロ

原子力災害及びNBCテロでは、食品を介して人の健康への影響がある場合に対応